

議案第77号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、介護予防訪問介護の事業及び介護予防通所介護の事業の人員，設備及び運営等の基準を廃止する等の必要があるによる。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

目次中 第3節 設備に関する基準（第8条） を

第4節 運営に関する基準（第9条－第16条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第17条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第18条－第21条） 」

「第2章 削除」に、「第26条」を「第25条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第51条）

第2節 人員に関する基準（第52条・第53条）

第3節 設備に関する基準（第54条） を

第4節 運営に関する基準（第55条・第56条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第58条－第61条） 」

「第7章 削除」に、「第65条・」を「第64条の2－」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第21条まで 削除

第23条第3項中「指定居宅サービス等基準条例第23条第1項に」を「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第23条第1項に」に改める。

第3章第4節中第26条の前に次の2条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第25条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第25条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

第27条の次に次の4条を加える。

（秘密保持等）

第27条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議（福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第28号）第12条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（苦情処理）

第27条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第27条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第27条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第33条を次のように改める。

(準用)

第33条 第1節、第4節(第27条の3第5項及び第6項並びに第28条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

第39条中「第9条、第10条、第13条から第16条まで及び第27条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第44条中「第9条、第10条、第13条から第16条まで及び第27条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第49条中「第9条、第10条、第13条から第16条まで及び第27条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第51条から第61条まで 削除

第8章第4節中第65条の前に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第64条の2 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第65条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第65条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。

第66条中「第9条から第11条まで、第13条から第16条まで及び第55条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条の2から第27条の5まで」に、「第9条及び第11条中「訪問介護員等」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第79条中「第10条、第13条、第14条、第16条及び第27条」を「第25条の3、第27条から第27条の3まで及び第27条の5」に改める。

第87条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第23条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第88条第3項中「(指定居宅サービス等基準条例第96条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。))」を削る。

第91条第1項ただし書中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第92条中「第10条、第13条、第14条(第5項及び第6項を除く。)、第16条、第27条」を「第25条の3、第27条、第27条の2、第27条の3(第5項及び第6項を除く。)、第27条の5」に改める。

第98条中「第10条、第13条、第14条、第16条、第27条」を「第25条の3、第27条から第27

条の3まで、第27条の5」に改める。

第106条第3項を削る。

第112条を次のように改める。

第112条 削除

第114条中「第13条、第14条、第16条、第26条、第27条」を「第26条から第27条の3まで、第27条の5」に改める。

第116条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第122条中「第13条、第14条、第16条、第26条、第27条、第77条、第78条及び第111条から第113条まで」を「第26条から第27条の3まで、第27条の5、第77条、第78条、第111条及び第113条」に改める。

第128条中「第9条、第10条、第13条から第16条まで及び第27条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第131条中「第9条、第10条、第13条、第14条（第5項及び第6項を除く。）、第15条、第16条及び第27条」を「第25条の2、第25条の3、第27条及び第27条の2、第27条の3（第5項及び第6項を除く。）、第27条の4、第27条の5」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第136条中「第9条、第10条、第13条から第16条まで及び第27条」を「第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5まで」に、「第9条中「訪問介護員等」」を「第25条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予

防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第2章の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第4項及び第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第4項中「指定訪問介護事業者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項及び第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第8条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第6条第4項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

- 4 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第18条第4項及び第20条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条

例第18条第4項中「基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第18条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第20条第2項中「基準該当訪問介護の事業」とあるのは「第18条第4項に規定する第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第20条第1項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧指定介護予防サービス等基準条例第9条から第11条まで（第56条及び第61条において準用する場合に限る。）、第13条（第56条及び第61条において準用する場合に限る。）、第14条第1項から第4項まで（第56条及び第61条において準用する場合に限る。）、第14条第5項及び第6項（第56条において準用する場合に限る。）、第16条（第56条及び第61条において準用する場合に限る。）、第7章、第87条及び第91条第1項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第52条第3項及び第54条第3項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第52条第3項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第52条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第1号

通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第52条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第54条第3項中「指定通所介護事業者」とあるのは「第52条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第1号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第54条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。

- 7 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第58条第3項及び第60条第3項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第58条第3項中「基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第60条第3項中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第58条第3項に規定する第1号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第70条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。

（旧指定介護予防サービス等基準条例の一部改正）

- 8 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。

第55条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第55条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第54条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、指定介護予防通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。